

公職選挙法改正（選挙人名簿の登録制度の改正法） 概要

改正の趣旨・目的

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにする。

改正がなければ、例えば以下のような場合に問題となる（別紙参照）。

- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳(※)の者が転出をし、**新住所地において18歳(※)となったが**、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合
- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳(※)以上の者が**選挙人名簿に登録される前に転出をし**、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

改正の概要

選挙人名簿の登録制度を改正して、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であり、**そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録のもの**について、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととする。

1. 旧住所地である市町村における選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、現行の登録制度によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年(※)以上の日本国民のうち、**その者に係る登録市町村等〔＝旧住所地の市町村〕の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者**であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものについて行う。

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

2. 施行期日

この法律は、**選挙権年齢の18歳への引下げ法の施行の日から施行し**、住所を移した者の選挙人名簿の登録は、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から行う予定である。

選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正について

趣旨：選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために選挙権を行使できない、以下のようなケースを救済すること。

※ 18歳選挙権実施法の施行日から施行する。

ケース① 3月に18歳となる者が、4月に転居し、7月の参院選の選挙時登録に間に合わないケース

ケース② 3箇月以上同一市町村に居住しているが、登録日のタイミングで新旧両住所地の選挙人名簿に登録されないケース

